

# 野焼きは 禁止されています!

適切な焼却設備を使用せずに廃棄物（家庭ゴミを含む）を焼却する、いわゆる「野焼き」により環境汚染が深刻となります。

いままでも野焼きは禁止されていましたが、法の一部改正により、平成13年4月1日から次に掲げる方法を除き、廃棄物（家庭ゴミを含む）の焼却は禁止されています。

（廃棄物処理法 16 条の 2）

①廃棄物処理基準を遵守して行う焼却

②他法令に従い行う焼却

③公益上・慣習上やむをえない廃棄物の焼却，生活環境への影響が  
軽微である廃棄物の焼却として，政令で定めるもの

- 国・地方公共団体が所有する施設の維持管理に必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害などの災害の予防、応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

焼却設備による焼却であっても、下記の内容に適合しない場合は、野焼き行為とみなされます。

- 煙突から焼却灰及び未燃物を飛散させないこと
- 煙突の先端から火炎または黒煙を出さないこと
- 煙突の先端以外から燃焼ガスを出さないこと
- 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること
- 空気取入口・煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく焼却できるもの

## \*野焼き行為の罰則規定

5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金，又はこれの併科

